

ソーシャルメディア利用管理規定

(目的)

第1条 この規定は労働者協同組合ワーカーズコープちば（以下、「本法人」という。）における、就労者がソーシャルメディアを利用するに際し、そのリスクを理解した上、本法人、就労者、利用者、取引先、一般ユーザーその他の利害関係者の利益や権利を害しないために、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規定で定めるソーシャルメディアとは、SNS（フェイスブック、ツイッターX、インスタグラム、ライン等）、電子掲示板、ブログなど、インターネットを利用してユーザーが相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体をいう。

(適用対象)

第3条 この規定は、本法人のすべての就労者に適用する。

(基本原則)

第4条 就労者は、ソーシャルメディアを利用する場合、次の基本原則を理解し、遵守しなければならない。

- (1) ソーシャルメディアは、本法人の就労者及び国、地方公共団体、本法人と契約する事業者など本法人と関係を有する個人、団体などの閲覧に供され得るものであることを十分に認識し、本法人及び本法人の就労者の信用を害することのないよう、本法人に就労する者としての自覚と責任を持って利用すること。
- (2) 法令および就業規則その他の各種規定を遵守すること。
- (3) ソーシャルメディアへの情報発信がインターネット上に半永久的に保存、記録されること、不特定多数の者が閲覧しうること、発信と同時に瞬時に拡散すること、社会の注目を浴び、いわゆる「炎上」といったリスクがあること及び発信が他人の名誉、信用、他人の権利、利益を害し、違法な行為になり得ること等を理解し、発信する情報の内容を慎重に吟味すること。

(禁止事項)

第5条 就労者は、ソーシャルメディアを利用する場合、次の各号に掲げる情報等を発信してはならない。

- (1) 本法人の事業運営に関わる当組合が公にしていない一切の情報
 - (2) 職務上知り得た情報や個人情報を含む情報
 - (3) 本法人または第三者の権利を侵害する情報
 - (4) 本法人を代表する見解や意見と誤解され得る意見等の情報
 - (5) 他者を誹謗中傷する情報、虚偽の内容を含む情報
 - (6) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
 - (7) 違法行為または違法行為を煽る情報
 - (8) わいせつな内容に関する情報
 - (9) 他人の肖像権を侵害するような写真、動画などの情報
 - (10) 他人の著作権または著作者人格権を侵害する情報
 - (11) 前条に定める基本原則に反する情報
 - (12) その他、法令、就業規則、本規程その他の規程で禁止された情報
- 2 本法人または各エリア、各事業所、社会連帯事業など本法人に関連するアカウント(以下、「公式アカウント」という)において、公式アカウントの担当者以外の就労者は、公式アカウントか

労働者協同組合ワーカーズコープちば
ソーシャルメディア利用管理規定

ら情報を発信してはならない。

- 3 就労者は、ソーシャルメディア利用に際し、本法人の許可なく本法人ならびに本法人に関連する事業に関わるロゴ、名称等を利用してはならない。

(前条に違反した場合)

第 6 条 就労者が前条に違反した場合、当該就労者は所属長または管理者に対し、速やかに報告を行わなければならない。

- 2 前条に違反した就労者は、所属長または管理者の指示に従い、ソーシャルメディア上において、迅速に情報の削除または訂正など必要な協力を行う。削除または訂正の選択および具体的方法については、所属長または管理者の指示に従い、就労者だけの判断では行わない。

(損害賠償)

第 7 条 就労者がこの規定に違反したことにより、本法人が損害を被った場合には、当該就労者は本法人が被った損害の全部を賠償しなければならない。

(懲戒)

第 8 条 就労者にこの規定に違反する事実が認められた場合、本法人は、就業規則第 18 条および 70 条～72 条に定める懲戒処分に処する。

(相談窓口等)

第 9 条 ソーシャルメディア利用に関する相談窓口は、総務部とする。

電話 047-467-4920

電子メール somu@workerscoop.com

- 2 この規定に違反する事実の内部通報は、倫理・コンプライアンス規定第 10 条及び 11 条に定める方法により行う。

(改廃)

第 10 条 この規定の改廃は、理事会で行う。

附 則

この規定は、2023 年 12 月 19 日から施行する。